

妊婦健康診査(公費負担)の回数が変わります!

平成21年4月から公費負担の健診回数が
5回から、最大14回になりました!!

安心して出産を
むかえられるよう、
健診にかかる
費用負担を軽減します。



母子手帳の申請に来られたときの妊娠週数に応じて交付します。
(14週までの申請であれば14枚交付します。)
※4月以前に母子手帳を取りにこられた方にも追加交付を行いました。
くわしくは、ホームページをご覧ください。

※佐賀県・長崎県・福岡県以外での
妊婦健康診査を予定されている方へ

これらの県以外では佐賀市発行の受診票は、使用
できません。一度医療機関などの窓口でお支払いいた
だき、健診受診後1年以内に左記の必要書類と共に
申請の手続きをお願いします。

■必要書類

- ・領収書1枚につき佐賀市が発行した未使用の受診票を1枚添付したもの。
- ・助成金交付申請書(様式15号)：佐賀市のホームページ(<http://www.city.saga.lg.jp>)からダウンロード可能。
- ・母子手帳

問い合わせ

本庁 健康づくり課 母子保健係
各支所 保健福祉課または保健センター
☎40-7282 FAX30-0115

各種お知らせ

下水道に接続されている
ご家庭のみなさまへ

戸別訪問にご注意!



最近、下水道に接続されているご家庭の排水ますの点検清掃を、あたかも市役所の指示で実施しているかのように誤解させ、高額な費用を請求している業者が市内を回っています。市では、そのようなあっせんは行っていません。契約の際は金額や内容を十分ご確認ください。

問い合わせ

本庁 下水道企画課
排水設備・浄化槽係(水道局5階)
☎34-5044
FAX33-1505

点検商法にご注意ください!

「近所の工事をしていたら、お宅の屋根の傷みが気になった」「無料床下点検」と言って業者が来訪し、「このままでは危ない」「材料が余っているので格安で修理する」と言って、契約をさせる「点検商法」が増えています。

■注意するポイント

- ①訪問した人に身分証明書、名刺などの提示を求めましょう。
- ②「点検」は家にあがりこむための口実です。長時間居座って契約を迫る業者や、次々に契約をさせる業者もいるので注意しましょう。
- ③契約は急がずに、きちんと見積をとってほかの業者と比べたり、周りの人に相談するなど、十分検討しましょう。
- ④契約する前に契約内容(価格、工期、工事内容、支払方法など)をしっかりと確認しましょう。
- ⑤作業中は現場に立ち会って作業内容の説明を受けましょう。
- ⑥訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、工事が終了していてもクーリングオフできます。対応に迷ったときは、早めにご相談ください。

問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイ・スクエアビル4階) 駅前中央1-8-32
☎40-7087 (平日9時~16時)
FAX40-2050
※面談による相談をご希望の方は、事前にご予約ください。

